

福岡県高次脳機能障がい支援者養成研修事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、「高次脳機能障害支援養成研修実施要綱」（令和8年4月7日付厚生労働省障発0407第1号・障精発0407第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長及び精神・障害保健課長通知。以下「課長通知」という。）のほか、この要綱の定めるところにより、福岡県高次脳機能障がい支援者養成研修を実施し、高次脳機能障がいについての知識を得ることやその障がい特性を理解することで、高次脳機能障がいの障がい特性に応じた支援を実施できる、障がい福祉サービス事業所等に従事する支援者を養成することを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、福岡県、北九州市及び福岡市とする。ただし、事業の全部又は一部を適切に実施することができると認められる団体等に委託することができる。

(対象者)

第3条 研修の対象者は次のとおりとする。

- (1) 福岡県内に所在する障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所等において高次脳機能障がい者の支援に従事し、事業所管理者からの推薦を受け、同一年度に開催する基礎研修、実践研修のいずれも受講ができる者とする。
- (2) 福岡県内に所在する医療機関や行政機関の職員等のうち、所属長からの推薦を受け、同一年度に開催する基礎研修、実践研修のいずれも受講ができる者とする。
- (3) 実践研修の受講者は、同一年度に基礎研修の課程を全て修了した者とする。

(研修内容)

第4条 研修の課程は次のとおりとする。

- (1) 基礎研修（講義・演習）
- (2) 実践研修（講義・演習）

2 前項に定める研修の標準的なカリキュラムは課長通知のとおりとする。

なお、必要に応じて時間数を延長することや必要な科目を追加しても差し支えないものとする。

(研修テキスト)

第5条 本研修のテキストは、前条第2項のカリキュラムに沿った内容のテキストとする。

(修了証書の交付等)

第6条 知事は、同年度に実施した基礎研修と実践研修の課程を全て修了した者に対して、修了証書（別記様式1）を交付するものとする。

2 知事は、修了証書を交付した者について、修了証書番号、修了証書交付日、氏名、生年月日、勤務先等の必要事項を記載した名簿（別記様式2）を作成し、個人情報に十分な注意を払った上で管理する。

- 3 知事は、研修実施機関から提出された名簿については個人情報に十分に注意を払った上で管理する。

(研修の費用)

第7条 本研修に使用する教材等に係る実費相当分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者が負担するものとする。

(その他)

第8条 課長通知及び本要綱に基づき実施主体が行う研修は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律123号)第78条第3項に規定する地域生活支援事業として行われる研修とする。ただし、本研修の基礎研修及び実践研修の両課程を修了した場合のみ、「高次脳機能障害支援体制加算」の算定要件を満たすものとする。

- 2 国立障害者リハビリテーションセンターが実施する「高次脳機能障がい支援養成研修(指導者研修)」及び当該研修と同等の内容のものは、前項の研修に準ずるものとして取り扱う。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

この要綱は、令和8年6月30日から施行する。